

## 精算報告書の提出についての要望書

国土交通省霞ヶ浦河川事務所

所長 木暮陽一 様

2008年4月11日

NPO法人アサザ基金

代表理事 飯島 博



わたしたちアサザ基金は、貴河川事務所と協働で霞ヶ浦の植生帯保全事業を行って来ました。この事業は延べ5万人を越える流域の小中学生をはじめ多くの市民の協力や参加によって、多くの成果を挙げることができました。この協働事業は、一部を貴河川事務所による業務委託としてアサザ基金が実施してきましたが、昨今業務委託契約をめぐる透明性をもとめる声が各方面からあると聞いています。また、昨年度までは報告が義務付けられていた精算報告書の提出の必要が無くなったことに対しても、疑問の声が挙がっていると聞いています。

わたしたちアサザ基金は、国民の貴重な税金を預かり公共に資する事業を行ってきた責任を重く受け止めています。委託を受けた金額が、本来の事業の目的を逸脱することなく適正に使用されたことを証する最低限の報告義務は果たしたいと考えています。それは、税金を払っている国民のみならず、直接協力を頂いているアサザ基金の会員等に対しても、会の会計報告との整合性を確認していただく義務があると感じているからです。

霞ヶ浦の自然再生の取組はまだ始まったばかりです。今後も息の長い自然再生の取組が必要となります。それには、国土交通省とわたしたちNPOとの健全なパートナーシップを継続発展させていくことが不可欠です。そのためにも、現在業務委託に関して向けられている疑義を払拭していく努力が必要ではないでしょうか。

これからの河川行政は、広く国民の理解と協力を得て進めていくことが不可欠です。そのためには、まず、国民からの信頼が得られるように最大限つとめなければなりません。わたしたちアサザ基金の取組は、多くの人々からの信頼によって支えられています。常に社会からの信頼を強化することが求められています。それが、NPOの重要な義務であると感じています。

以上の理由から、2007年度の貴河川事務所からアサザ基金に対しての業務委託契約についての精算報告書を例年どおり提出しますので、受理していただくようお願いします。

要望について、2008年4月18日までに文書にてご回答ください。

連絡先

〒300-1233 牛久市栄町 6-387

でんわ 029-871-7166

FAX 029-871-7169